

令和 7 年 9 月 2 4 日 招 集

令和 7 年第 3 回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

1 議第56号	訴えの提起について……………	3
---------	----------------	---

以上別紙のとおり

令和7年10月14日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第56号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1 訴えの相手方

土地所有者 1名

2 訴えの趣旨

市道駅西中央5号線道路用地の土地について、民法（明治29年法律第89号）第258条第1項の規定により、全面的価格賠償の方法による共有物の分割及び共有物分割を原因とする持分全部移転登記手続を求める。

3 訴えの理由

本件土地は共有名義であり、市のほかに持分を所有する相手方に対し買取りを求めてきたが、協力が得られず、市の単独名義にすることが困難な状況であるため、訴えによって共有物の分割に関する問題を解決する。

4 授權事項

- (1) 訴えの取下げ、和解又は請求の放棄
- (2) 控訴、上告又はその取下げ
- (3) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為

5 訴えの対象物件

所在地	地 目	地 積
村山市大字楯岡字楯岡西8060番2	田	201㎡

提案理由

共有名義土地の分割を求める訴えを提起するためこれを提案する。